

12月3日から12月9日は障害者週間

「ともに支えあい 自分らしく暮らせる 心のかよいあうまち やつしろ」を目指して

問合せ 障がい者支援課 ☎35-0294

障がい者サポーター、 サポート企業・団体を 募集しています

あなたの優しさを、できる範囲で行
動してみませんか？

障がい者サポーターとは

障がいの特性や必要な配慮について理
解を深め、障がいのある人が困っている
ときに、必要な手助けを実践する人のこ
とです。

障がい者サポート企業・団体とは

障がいの支援につながる取り組みを
行っており、サポーター制度の普及など
に協力いただける企業や団体です。

●障害者サポート企業・団体の登録・ 認定方法など

市主催のサポーター研修会に参加、も
しくは出前講座を受講するか、次の項目
のうち、2項目以上に該当していること
が要件になります。

① 障害者の雇用の促進などに関する法律
に規定する法定雇用障害者数（その数
が1未満であるときは、1）以上の数
の障がい者を雇用していること。

② 障がい者を雇用するに当たって、障が
いの特性に応じた職場配置または業務
の分担、業務マニュアルの整備、職場
相談員の配置などの配慮が行われてい
ること。

③ 事業所または店舗のユニバーサルデザ
イン化を推進していること。

④ 障がいなどについて従業員を対象とし
た研修を定期的実施していること。

⑤ 障がい者への配慮などを含んだ接客な
どについてマニュアル化し、かつ、実
践していること。

⑥ 障がい者施設の商品の購入、販売場所
の提供など障がい者施設の販路拡大に
大きく寄与していること。

⑦ 障がい者やその保護者などの支援団体
などであって、障がい福祉に関するイ
ベントの開催など市民の理解を促進す
る取り組みを実施していること。

⑧ 前各号に掲げるもののほか、障がい福
祉に資すると認められる取り組みを実
施していること。

●障がい者サポート企業・団体に なると

「障がい者サポート企業・団体」として
認定された企業・団体には、市から認定
証を交付し、市ホームページで認定企業・
団体として紹介します。

認定を受けた企業・団体は許可を受け
ると、障がい者サポーターシンボルマー
クを企業・団体の名刺や、ノベルティ、
印刷物、ホームページなどに使用できま
す。特に優れた活動をしている企業・団
体は、市から表彰します。



八代市内の障がい者就労支 援施設では、おいしいもの を作って販売したり、いろ いろな作業を受注したりし ています

施設で製造販売する商品を購入した
り、仕事を頼むことで、障がいがある
方の支援につながります。

市では、障害者就労支援施設などか
らの優先調達に取り組んでいます。

●障害者就労支援施設とは

障がいのある人の自立と社会参加を促
進するための施設です。

●このようなことをしています

飲食業、パンやお菓子の製造販売、お
弁当などの製造・宅配、チラシやポスター、
冊子などの印刷、清掃、箱折り、小物雑
貨の製造、クリーニングなど

●発注するには

次頁に掲載している施設などに直接連
絡してください。



障害者就労支援施設一覽

施設名	分類	電話
楓事業所	生産・加工・販売	☎316637
とらいふ	農作物加工・軽作業など	☎439122
まんさく園	手織り製品・飲食業など	☎317440
みのり	軽作業など	☎300701
就労支援事業所 スツーン1	食料品・軽作業など	☎320028
社会就労センター ワルクシヨップ八代	食料品・リサイクル (分別・飲食業など)	☎338007
八代市立 希望の里たいよう	食料品・カゴ洗浄・印刷軽作業公園清掃	☎341877
集いの家	軽作業・クリーニングなど	☎371460
わいわい虹の村	軽作業・リサイクルなど	☎628015
障害者就労支援センター テイクオフ	椎茸生産・製造・軽作業など	☎348608
スキップ	飲食業・小物雑貨	☎525112
八代農林	農作業・軽作業など	☎465770
障がい者福祉サービス ながしやう	食料品・農作業・ボスティング・軽作業など	☎459889
らぶらんとカフェ八代	菓子製造・メール便仕分け・軽作業など	☎5050 (3578)1355
Can do	飲食業	☎459224
ワーキングオフィス きらり八代	小物雑貨 軽作業など	☎350007
メイクアップ	リサイクル (収集・分別)など	☎455320
プラスチック	野菜・軽作業など	☎538008
就労生活支援センター らぼーる八代	軽作業など	☎459333
イエローリーフ	商品の検品・袋詰め・軽作業など	☎628666

※軽作業…ダンボール組み立て、部品袋詰め、サンプル袋詰め、清掃作業などが含まれます。

●各種相談先

障害者就業・生活支援センター

就業や就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者を対象に、窓口での相談、職場や家庭訪問などによる指導や相談を行います。利用料は無料です。(原則予約制)
・熊本県南部障害者就業・生活支援センター
結(ゆい)

所在地：萩原町2丁目7-2
☎353313

障害者差別解消法

障がい理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。障がい理由とする差別を受けたときは、担当課へ相談ください。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人を法律面や生活面(財産管理や介護・福祉サービスを利用するための手続きなど)で保護したり支援したりする制度です。申し立てできる人は、本人、配偶者、四親等内の親族などです。申し立てを行う親族などがない場合は、必要に応じて市が申し立てを行うこともあります。

障がい者虐待防止センター

障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい者虐待に関する通報や相談を受けます。虐待は早期発見、早期対応が必要です。障がいのある人への虐待を発見したときは、速やかに通報してください。
(虐待の例)

暴力、体罰、性的嫌がらせ、脅し、身の回りの世話や介助をしない、財産や年金の使い込みなど。
・八代市障がい者虐待防止センター
(障がい者支援課内) ☎350294

相談支援事業所

障がい者・見やその保護者を対象とし、市が委託した相談支援事業所の専門職員が、日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援などの利用について相談を受けます。また、サービスを利用する際の支援や事業者との連絡調整なども行います。利用料は無料です。

委託事業所名

- ・かんねさこ荘相談支援事業所
(主に身体障がい)
所在地：松江本町5-15
☎459012
- ・地域生活相談支援センター すまいる
(主に精神・知的障がい)
所在地：大村町720-1
☎322333
- ・水川学園相談支援事業所 風舎
所在地：八代郡水川町宮原1167-2
☎624081

地域療育センター

子育てのしづらさや子どもの困り感などの心配を持つ親などに対し、心配事を一緒に考え、子ども自身と関わる人たちがより安心して生活できるように支援します。利用料は無料です。

・八代圏域地域療育センター
所在地：西松江城町2-17
☎080(1782)3664

車椅子の無料貸出

一時的に車椅子が必要な人へ原則1週間の貸し出しを行っています。

受付・貸出場所

障がい者支援課、鏡健康福祉地域事務所

